

# 2025 ALL DOSHISHA 募金 ～グリークラブ指定援助寄付金の制度概要～

## 1. ご支援のお願い (以下は同志社大学のホームページから転載)

---

同志社は1875年(明治8年)11月29日、生徒8名教員2名の英学校として、新島襄により京都の地に創立されました。「同志社」という学校名は、新島の協力者山本覚馬の発案で、「目的を一つにする同志の結社」という趣旨で名づけられたと言われています。以来、キリスト教主義を徳育の基本とし、「教育あり、智識あり、品行ある」一国の良心ともいうべき人物の養成をめざし今日まで歩んでまいりました。

この間、有為な人物を多数、世界の各地各界に送り出し、わが国有数の私立大学としてその使命を果たしてまいりましたが、このことはひとえに社会各層の深いご理解と、ご父母、卒業生、篤志家のみなさま方の温かいご支援、ご尽力の賜物であり、深く感謝いたしております。これからも創立者の意志を受け継ぎ、「キリスト教主義」「自由主義」「国際主義」に基づく良心教育の実践に邁進してまいります。

同志社は2025年に創立150周年を迎えます。この記念すべき時をとらえ、本学では、創立150周年を迎える2025年に向けた「同志社大学ビジョン2025」において優先的課題を掲げ、順次着手しているところです。これからも同志社大学が輝き続けるために、ALL DOSHISHA でビジョンを推進し、教育の質を高め、社会に有為な人物を養成・輩出する使命を果たしてまいります。

中長期ビジョン推進のために、2017年10月より立ち上げました「同志社大学2025 ALL DOSHISHA 募金」では、既に多くの皆さま方からのご協力を賜り感謝申し上げます。

本募金事業では、引き続きビジョン推進はもとより、経常的な取組みである奨学金給付や課外活動支援、施設設備整備に対する募金活動を行い、学生の支援を行ってまいります。

ビジョンの推進や学生の学業支援の実現に向けては、大幅な経費削減、業務の合理化などの経営努力も進めてまいります。広くご理解あるご支援をお願いしなければならないのが実情です。このような状況の下、教職員はもとより、卒業生や各界でご活躍の方々、ご父母の皆様、企業の皆様方におかれましては、日頃より幅広いご協力を賜っておりますが、本学の教育理念と募金事業にご理解をいただき、なにとぞ一層の温かいご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

## 募金計画

- |             |                                                                                  |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| (1)募金目標額    | 50 億円                                                                            |
| (2)募金対象     | 法人、団体、卒業生、父母、一般篤志家及び教職員                                                          |
| (3)募金期間     | 2017 年 10 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日                                                |
| (4)寄付金の種別   | (イ) 法人・団体 : 一口 10 万円<br>(ロ) 個人 : 一口 1 万円                                         |
| (5)税制上の優遇措置 | (イ) 法人・団体 : 特定公益増進法人または受配者指定寄付金制度による減免税措置<br>(ロ) 個人 : 特定公益増進法人または税額控除対象法人による減税措置 |

## 2. 文化系公認団体活動充実資金・スポーツ活動充実資金

---

課外活動に参加することを通し、先輩や後輩、指導者や卒業生等、多彩な人間関係をベースにして、社会性や協調性、自己表現力、コミュニケーション能力等、人間としての総合力を磨くことができます。また、多くの仲間と協力しながら困難を克服していくこと、自分たちのアイデアを自分たちの手で実現していくこと等は、学生の成長に不可欠な要素です。

スポーツ活動充実資金では、体育会所属 51 団体およびスポーツブロック公認 26 団体の活動充実のため、文化系公認団体活動充実資金では、文化系公認 96 団体の活動充実のため、部を指定した支援が可能です。寄付金は、指定したクラブの活動費として、指導者等への謝金や活動に必要な用具および備品の購入などに使用させていただきます。

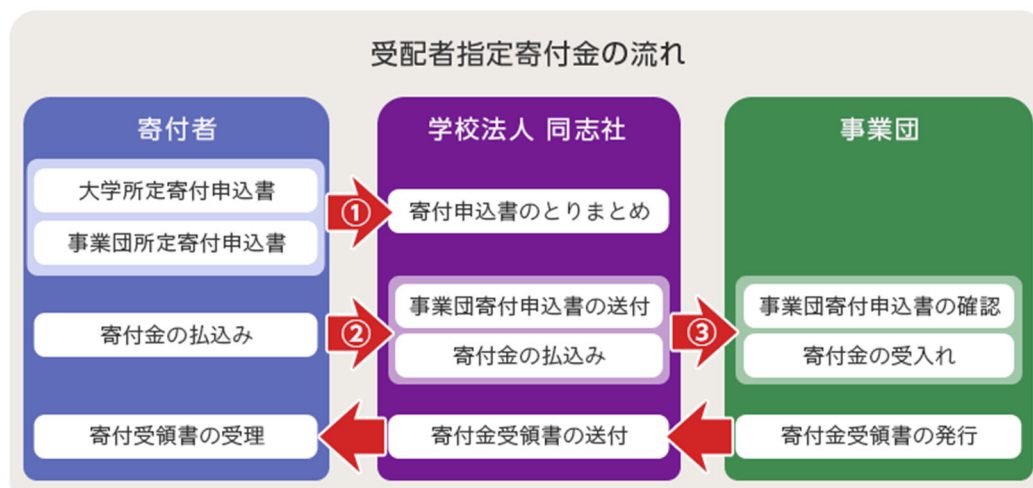
### 3.1 法人でのご寄付

寄付金全額を損金算入できる「受配者指定寄付金」制度と、一般の寄付金の損金算入限度額とは別枠で一定額まで損金算入できる「特定公益増進法人に対する寄付」制度があります。「受配者指定寄付金」の方が税制上のメリットが大きくなります。

#### (1) 受配者指定寄付金

受配者指定寄付金制度とは、学校法人に対する企業等法人からの寄付金をいったん日本私立学校振興・共済事業団が受け入れて、そののち、同事業団から寄付者の指定した学校法人へ配付する制度です。これにより、国や地方公共団体への寄付金と同様、寄付金全額の損金算入が可能となります。

※受配者指定寄付金の取り扱いを希望される場合は、①日本私立学校振興・共済事業団宛の寄付申込書を本法人に送付いただき、②お振り込みいただいた後、③本法人から日本私立学校振興・共済事業団へ送金いたしますが、諸手続の関係上、本法人へ寄付金の払込をいただいてから日本私立学校振興・共済事業団が発行する寄付金受領書をお届けするまで、通常1ヶ月程度要します。このため、決算日までに1ヶ月以内の期間でご入金いただく場合は、事前に学長室募金課までお問い合わせください。



- ・ 本学所定の寄付申込書のほか、日本私立学校振興・共済事業団宛の寄付申込書が必要になります。
- ・ 損金算入手続には、日本私立学校振興・共済事業団が発行する「受領書」が必要となりますが、受領日は、本法人が日本私立学校振興・共済事業団に送金した日付となります（本法人にお振り込みいただいた日とは異なりますのでご注意ください）。日本私立学校振興・共済事業団から発行され次第お届けいたします。

## (2) 特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額の計算方式

学校法人同志社は、文部科学省から寄付金募集について、「特定公益増進法人」の認可を受けております。ご寄付いただきました金額は、以下の基準により法人の所得から控除され、税制上の優遇措置を受けることができます。法人の場合、一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で、次の限度額まで損金算入が認められます。

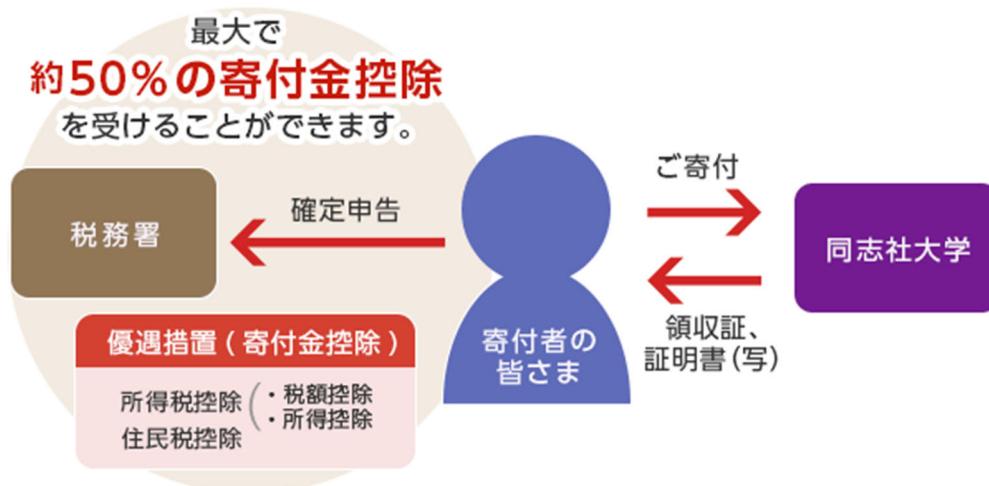
$$\left\{ \left( \frac{\text{資本金等の額}}{\text{事業年度月数}} \times \frac{3.75}{12\text{ヶ月}} \times \frac{3.75}{1000} \right) + \left( \frac{\text{寄付金支出前の所得金額}}{\text{所得金額}} \times \frac{6.25}{100} \right) \right\} \times \frac{1}{2}$$

= 損金算入限度額

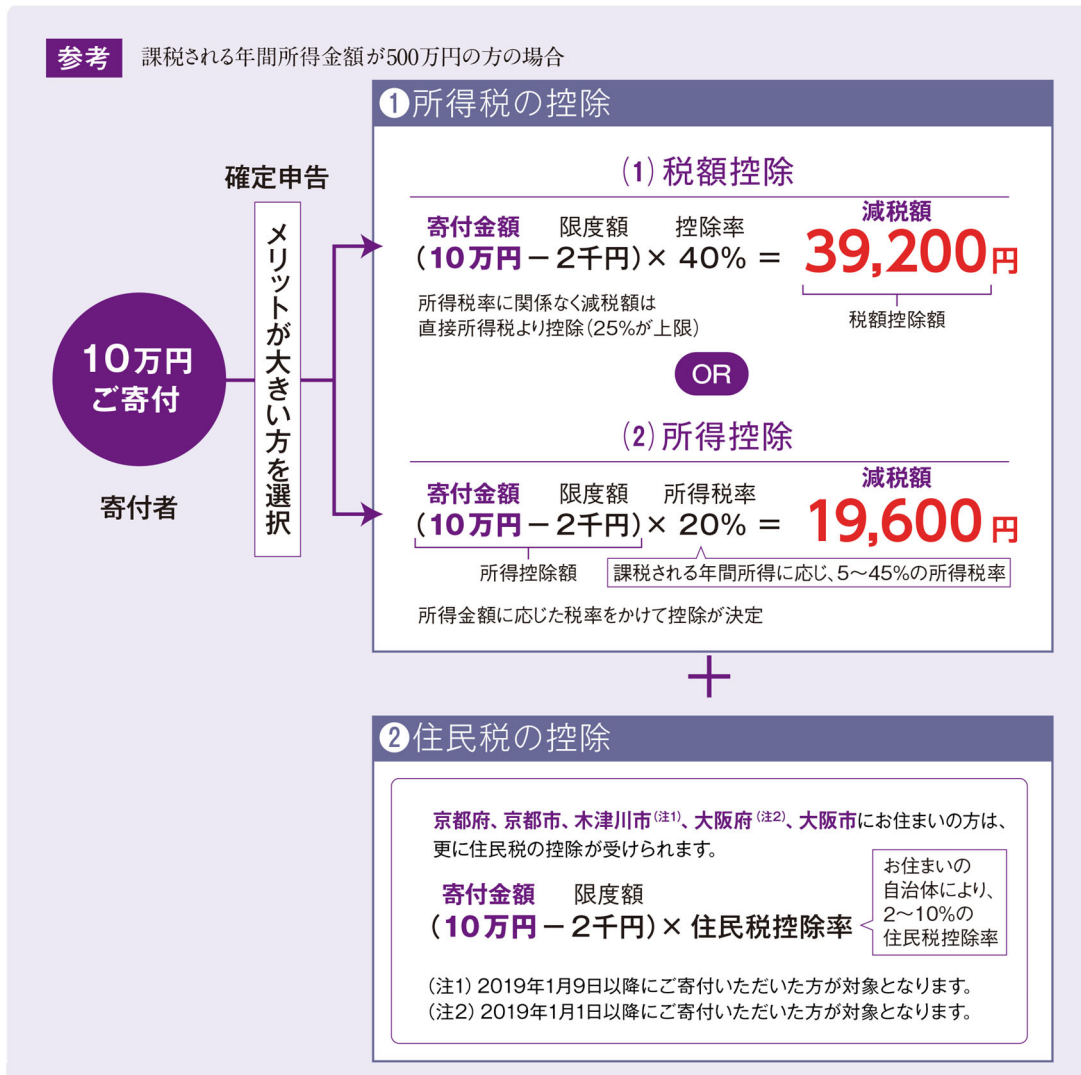
税制の詳細につきましては、所轄の税務署へお問い合わせください。

### 3.2 個人でのご寄付

学校法人同志社は、文部科学省より「税額控除対象法人」および「特定公益増進法人」の認可を受けており、同志社大学へのご寄付は個人によるご寄付の場合、所得税の「税額控除」または「所得控除」のいずれかを選択いただけます。さらに、お住まいの地域によっては、住民税の「税額控除」の対象になります。



参考 課税される年間所得金額が500万円の方の場合



## ① 所得税の控除

### (1) 税額控除制度

寄付金額※1が2,000円を超える場合、その超えた金額の40%に相当する額が、当該年の所得税から控除されます。

所得税率に関係なく所得税額から直接控除されるため、多くの方において、(2)所得控除制度と比較して減税効果が大きくなります。

$$(\text{寄付金額}^{\ast 1} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \text{税額控除額}^{\ast 2}$$

※1 その年の総所得金額などの40%が上限 ※2 その年の所得税額の25%が上限

## (2) 所得控除制度

寄付金額※1が2,000円を超える場合、その超えた金額は、当該年の所得から控除されます。**所得控除を行った後に所得税率をかけるため、所得金額に対して寄付金額が大きい場合には減税効果が大きくなります。**

### ② 住民税の控除

同志社大学へご寄付された翌年1月1日に以下の自治体にお住まいの方は、確定申告の際に、住民税の寄付金控除をあわせて申告することにより、翌年度の住民税から控除されます。確定申告をせずに住民税の寄付金控除のみを受ける場合は、自治体に申告してください。

現在、本学を条例により指定している自治体：**京都府、京都市、木津川市※3、大阪府※4、大阪市**（2019年1月現在）

$$\text{（寄付金額※5 - 2,000円）} \times \text{住民税控除率※6} = \text{住民税控除額}$$

※3 2019年1月9日以降にご寄付いただいた方が対象となります。

※4 2019年1月1日以降にご寄付いただいた方が対象となります。

※5 その年の総所得金額等の30%が上限

※6 都道府県の指定は2~4%、市区町村の指定は6~8%、双方に指定されている場合は10%。詳細は自治体のHPなどでご確認ください。

- 上記の他、条例の指定によらず住民税控除を受けることが可能な自治体があります。詳細につきましては住民税を納付されている自治体までお問い合わせください。
- 住民税控除に関連して自治体から要請があった場合は、寄付者名簿を提出することになっております。あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。寄付者名簿には寄付者の氏名・住所、寄付金額、寄付金受領日を記載いたします。
- 京都府寄付金控除関連ホームページ  
<http://www.pref.kyoto.jp/zeimu/1229928053820.html>
- 京都市寄付金控除関連ホームページ  
<http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000051896.html>
- 木津川市寄付金控除関連ホームページ  
<http://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/6,109,15,html>



●大阪府寄付金控除関連ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/shiminkouekizeisei/3goutop.html>

●大阪市寄付金控除関連ホームページ

<http://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000384031.html>

■団体の場合（例：OB会からのご寄付）

団体に対する税制上の優遇措置はありませんが、団体としてご寄付いただく際、個々の賛同者の情報を取りまとめ、所定様式を提出いただければ、個人別に領収書を発行します。この場合、個人としての税制上の優遇措置を受けることができます。

■寄付金控除には確定申告が必要です

ご寄付いただきました際には、本法人が発行する「寄付金領収証」および「寄付金控除の証明書」をお送りしますので、確定申告の際には、双方を所轄税務署へご提出ください。

◎寄付金税額控除または所得控除の対象年は、領収証の発行日の属する年（1月～12月）が対象となりますのでご注意ください。

◎「寄付金領収証」に記載する発行年月日については、お申込受付年月日ではなく、本学への入金年月日となります。なお、領収証は本学へ入金された後にご送付いたしますので、確定申告でご利用になる場合は、この点をご考慮いただきますようお願い申し上げます。

【本学への入金年月日】

●クレジットカードでの払込みの場合

ご利用されたクレジットカード会社によって、お申込受付年月日から最短で約2週間後、最長で約2ヵ月後が本学への入金日となります。領収証は本学への入金後、速やかにご送付いたします。継続してご寄付いただいた場合、2回目以降はクレジットカード会社によって、ご指定月の約半月もしくは1ヵ月後に領収証をご送付いたします。

●インターネットバンキング（ペイジー）での払込みの場合

三菱UFJニコス(株)による「EC決済ソリューション」の決済代行サービスを利用しているため、ご入金の手続きをしていただいた日から最短で約3週間後、最長で約8週間後が本学への入金日となります。領収証は本学への入金後、速やかにご送付いたします。

●口座振替での払込みの場合

1月～12月の1年分の合計額の領収証を発行いたします。ご寄付いただいた年内の発行年月日を記載した領収証を翌年1月下旬にご送付いたします。なお、一回（一括）のみの振替の場合も同様に翌年1月下旬のご送付となりますので、あらかじめご了承ください。

●金融機関窓口での払込みの場合

ご利用の金融機関から本学口座への払込手続きが完了した日当日もしくは翌営業日が、寄付金領収証に記載する発行年月日となります。

●コンビニエンスストアでの払込みの場合

三菱UFJニコス(株)による「EC決済ソリューション」の決済代行サービスを利用しているため、ご入金の手続きをしていただいた日から最短で約3週間後、最長で約8週間後が本学への入金日となります。領収証は本学への入金後、速やかにご送付いたします。

◎確定申告書作成等の詳細については、国税庁のHPまたは所轄税務署でご確認ください。

以上